

「最近1か月間」の考え方について

「最近1か月間」の考え方については、原則として直近月1か月間とするが、直近月の売上が未集計である等の理由により確認できない場合は、最大で4か月前から起算することができるものとする。「その後2か月間を含む3か月間」についても同様とする。

※ 例えば、令和2年4月にあっせん申込を行う場合における「最近1か月間」は、原則として令和2年3月となり、「その後2か月間を含む3か月間」は、原則として令和2年3月から令和2年5月の3か月間となる。

※ しかし、売上が未集計である等の場合は、最もさかのぼって令和元年12月の売上高等の実績を「最近1か月間」の実績とし、令和2年1月及び2月の売上高等の見込みを含む3か月間の売上高等の見込みを「その後2か月間を含む3か月間」の見込みとして取り扱ってよい。

※ ただし、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けていることが要件のため、同感染症の発源が令和2年(2020年)1月であることから、「その後2か月間」については、少なくとも令和2年(2020年)2月以降を含む必要がある。